「かがわ食品ロス削減協力店」登録制度実施要領

（目的）

第１条　この要領は、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品（以下「食品ロス」という。）の削減に向けた取組を実践する事業者を「かがわ食品ロス削減協力店」（以下「協力店」という。）として登録し、その取組を広く周知することにより、県民、事業者等の意識啓発を図り、食品ロス削減の取組を促進することを目的とする。

（対象事業者）

第２条　登録の対象は、香川県内で営業する飲食店、宿泊施設（ホテル・旅館）及び食料品小売店（以下「店舗」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する店舗は、登録の対象としない。

（登録要件）

第３条　香川県（以下「県」という。）は、前条の店舗であって、別表に掲げる取組項目のうち、１つ以上を実践する店舗を協力店として登録する。

（協力店の役割）

第４条　協力店は、次の項目に取り組むこととする。

　（１）前条の規定により選択した別表に掲げる取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努めること。

　（２）県から交付されたステッカー等を店舗内の見えやすい場所に掲示し、取組内容について来店客等に対して積極的にＰＲし、周知を図ること。

　（３）県が実施する食品ロス削減に関する県民等への啓発に協力すること。

　（４）この取組に関して県が実施する各種調査等に協力すること。

（申請方法及び推薦）

第５条　協力店としての登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第１号）を県に提出するものとする。

　　なお、県内の複数の店舗を協力店として登録を希望するときは、登録申請店舗一覧（様式第１号別紙）に取りまとめることにより、一括して申請することができる。

２　前項の規定にかかわらず、市町は、協力店としての登録要件を満たしている事業者の同意を得たうえで、推薦書（様式第２号）により、香川県環境森林部廃棄物対策課へ当該事業者を推薦することができるものとする。

　　なお、県内の複数の店舗を協力店として登録を推薦するときは、登録推薦店舗一覧（様式第２号別紙）に取りまとめることにより、一括して申請することができる。

（登録手続）

第６条　県は、第５条第１項の申請書又は同条第２項の推薦書の提出があった場合、その内容を審査し、登録要件を満たしていると認められるときは、協力店に認定して名簿に登録するとともに、申請者又は推薦のあった事業者に対してステッカー等を交付するものとする。

（協力店の情報発信）

第７条　県は、登録した協力店の店舗情報及び取組内容等を、県ホームページや広報誌等で幅広く紹介するものとする。

２　申請者は、県に申請書を提出した時点において、当該申請者の店舗情報及び取組内容を県ホームページへの掲載その他の方法により紹介することを承諾したものとする。

（登録内容の変更）

第８条　協力店は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに内容変更届（様式第３号、第３号別紙）を県に提出するものとする。

２　県は前項の届が提出されたときは、必要に応じて県ホームページの掲載内容を修正するものとする。

（登録の中止）

第９条　協力店は、取組内容が登録要件を満たさなくなった場合及び店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合等は、登録中止届（様式第４号、第４号別紙）を県に提出するとともに、速やかに交付されたステッカー等の掲示を中止するものとする。

２　県は、前項の届が提出された場合には、登録中止届の内容を確認し、登録を取り消すとともに、当該店舗情報及び取組内容を県ホームページから削除するものとする。

（登録の取消）

第10条　県は、協力店が登録要件を満たしていないと認められる場合及び信用を失墜する行為を行うなど、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

２　登録を取り消された推進店は、速やかに交付されたステッカー等の掲示を中止するものとする。

３　県は、第１項の規定により登録を取り消したときは、当該店舗情報及び取組内容を県ホームページから削除するものとする。

（補則）

第11条　この要領に定めるもののほか、協力店の登録制度に関して必要な事項は、香川県環境森林部廃棄物対策課長が定める。

　　附　則

　この要領は、令和２年10月30日から施行する。

別表（第３条関係）

